

令和2年度

(一社)青森県産業資源循環協会 産業廃棄物管理者研修会

建設汚泥処理物等の

有価物該当性に関する取扱いについて

青森県 環境生活部 環境保全課
廃棄物・不法投棄対策グループ
神 毅統

日頃から、
産業廃棄物の適正処理に御協力いただき、
誠にありがとうございます。

不適正な再生利用製品



モルタル片入り再生碎石



固化剤の塊入り再生汚泥



瓦片入り再生碎石

建設汚泥に係る主な通知

- ① 建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について(H17.7.25)
- ② 建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について(H23.3.30)
- ③ 建設汚泥処理物等の有価物該当性に関する取扱いについて(R2.7.20)

①-1 建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断 指針について(H17.7.25)

- ・ 工作物の建設工事に伴って大量に排出される、産業廃棄物たる建設汚泥の中間処理後物について、**廃棄物該当性の判断の基礎**を示した。
- ・ 建設汚泥処理物が、土地造成や土壌改良に用いる建設資材と称して不法投棄されたり、「土砂」と偽装されて残土処分場等に持ち込まれる事例などが多発したため。
- ・ 物の性状や、取引価値の有無など、「**総合判断説**」による各種判断要素の基準が示された。

①-2 建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断 指針について(H17.7.25)



② 建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について(H23.3.30)

- ・ **土木建築工事に伴い生ずる廃棄物について、廃棄物処理法に沿って適正処理するための具体的な処理手順等**を示し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図った。
- ・ 2.3(7)に建設汚泥を規定。
- ・ **汚泥**: 標準ダンプトラックに山積みできず、またその上を人が歩けず、コーン指数がおおむね $200\text{kN}/\text{m}^2$ 。
- ・ **土砂**: 地山の掘削により生ずる掘削物(法対象外)。
- ・ 汚泥か土砂かは、**排出時点で判断**する(事例あり)。

③-1 建設汚泥処理物等の有価物該当性に関する取扱いについて(R2.7.20)

- ・ 中環審(H29)において、**不適正処理を防止しつつ広域的流通を実現**するため、再生利用の要件や廃棄物処理法における再生品の扱いについて認識を共有し、**建設汚泥等の有効活用や広域利用**の検討結果を踏まえ必要な措置を講ずるべきとされた。
- ・ 建設汚泥処理物や再生砕石並びにこれらを原材料としたもの(**建設汚泥処理物等**)が、建設資材やその原材料として品質及び数量が適切であるにもかかわらず、再生利用先までは廃棄物として扱われ、適正な再生利用が妨げられるため。

③-2 建設汚泥処理物等の有価物該当性に関する取扱いについて(R2.7.20) 判断基準

総合判断説の各種判断要素の基準を満たすこと



社会通念上合理的な方法で計画的に利用されることが
確実であることを客観的に確認できること



建設汚泥処理物等が建設資材等として製造された時点
において有価物として取り扱うことが適当

③-3 建設汚泥処理物等の有価物該当性に関する取扱いについて(R2.7.20)

具体的には・・・

- (1) 仕様書等で規定された用途及び需要に照らして適正な品質及び数量である建設汚泥処理物等が、飛散・流出又は崩落等の生活環境の保全上の支障や品質の劣化を発生させずに適切に保管。
- (2) 当該仕様書等に従って客観的にみて経済的合理性のある有償譲渡として計画的に搬出され、再生利用されることが確実であることを確認。



③-4 建設汚泥処理物等の有価物該当性に関する取扱いについて(R2.7.20)

たとえば・・

- (1) 処理又は製造及びそれらの管理の計画書。
- (2) 再生利用の実施に関する中間処理業者と当該建設汚泥処理物等を利用する事業者との間の確認書。
- (3) 再生利用の実施を確認できる書類。

(法令に基づき公的機関等により認可等された工事であることを証明する書類、工事発注仕様書、再生資源利用促進計画書 等)

※ 建設工事における契約書締結義務(建設業法)

③-5 建設汚泥処理物の有価物該当性に関する 取扱いについて(R2.7.20)

注意！！

- ・ 建設汚泥処理物等は建設資材や製品の原材料としての広範な需要が認められる状況にはない。

建設資材や原材料としての市場が一般に認められない利用方法の場合にあっては、再生利用されることが確実であることを確認できる書類等により、当該利用方法に**特段の合理性**があることを確認。

- ・ 本通知は、建設汚泥処理物等の有価物該当性を判断する**一般的な方法**を示したものの。

(情報提供)

押印を求める手続の見直し等のための環境省 関係省令の一部を改正する省令の施行について

事務連絡
令和3年1月5日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
廃棄物規制課長
(公印省略)

押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令
の施行について（周知）

「押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令」（令和2年環境省令第31号）が令和2年12月28日に公布され、同日から施行されたので、その改正の趣旨、内容等について、下記のとおりお知らせする。

貴職におかれては、その趣旨を理解した上で、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 改正の趣旨

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続（※1）について、恒久的な制度的対応として、令和2年中に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」とこととされている。

これを踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和48年厚生省令第35号。以下「廃掃法施行規則」という。）の様式で定める、事業者等に対して押印を求めている手続の押印（押印に代わって行うことが可能とされていた署名も含む。以下単に「押印」という。）を不要とすることとした。

なお、これまで押印をもって本人確認をすることとしていた書面等については、廃掃法施行規則における手続の性質を踏まえ、以下に記載するような押印が求められている趣旨を代替する手段（※2）等によって確認することとされたい。

また、地方公共団体において、廃掃法施行規則に定める様式に準拠した様式等を用いている場合に加え、独自に様式等を制定して各種手続を行っている場合においても、上記の趣旨に鑑み、当該様式等における押印を不要とすることとされたい。

（※1）「見直し対象手続」とは、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものをいう。

（※2）押印が求められている趣旨を代替する手段としては、以下のような例が考えられる。実際の確認に際しては、事業者等にとって過度の負担が生じない範囲で、各地方公共団体における実情を踏まえ合理的な方法で確認することとされたい（代表者でなく申請担当者の本人確認のみとするなど）。なお、これらは押印がない場合の代替手段であり、従前のおり押印の上提出された場合は、従来の対応で差し支えない。

- ・他の添付書類（当該手続においてともに提出される住民票の写しなど）による確認
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、個人・法人の印鑑登録証明書等）のコピー、スキャンデータや写真の電子ファイルの提出による確認
- ・本人であることが確認されたeメールアドレスからの提出による確認（本人であることの確認には別途本人確認書類のコピー等の提出を求めることなどが考えられる）
- ・署名機能の付いた文書ソフト（電子ペン等を用いたPDFへの自署機能等）を活用した確認
- ・電話、ウェブ会議、実地調査等による確認

2 改正の内容

廃掃法施行規則の様式で定める事業者等に対して押印を求めている手続の押印について、押印を廃止する改正を行うとともに、当該改正に伴う所要の規定の整備を行った。

3 経過措置について

（1）書類に関する経過措置

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなすこととした。

（2）用紙に関する経過措置

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができることとした。

令和3年1月5日
環境省 廃棄物規制課長通知

押印を求める手続の見直し等のための 環境省関係省令の一部を改正する省令の施行について

【改正の趣旨】

廃棄物処理法施行規則の様式で定める、事業者等に対して押印を求めている手続の押印（押印に代わって行うことが可能とされていた署名も含む。）を不要とすることとしたもの。

（令和2年12月28日公布 同日施行）

押印を求める手続の見直し等のための 環境省関係省令の一部を改正する省令の施行について

【経過措置】

(1) 書類に関する経過措置

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなすこととした。

押印を求める手続の見直し等のための 環境省関係省令の一部を改正する省令の施行について

【経過措置】

(2) 用紙に関する経過措置

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができることとした。

疑問点

- ① マニフェストは押印不要となるが、旧マニフェストはそのまま使用できるのか？
- ② マニフェストの「受領印」は、「受領欄」に変更されたが、どのように使うのか？
- ③ 産業廃棄物処理委託契約書における「印紙消印」の方法は？
- ④ 産業廃棄物処理委託契約書における当事者同士の「甲乙印」は？

① マニフェストの押印部分に記載している「受領印」はどのようにするのか？

- ・ 特段の訂正等は要せず、そのまま使用可。

② マニフェストの「受領印」は、「受領欄」に変更されたが、どのように使うのか？

- ・ 使用者が特に必要としなければ空欄で構わない。
運用時に、チェックを入れるなどの使用事例があるため、そのまま残したとのこと。（環境省 廃棄物規制課）

様式第2号の15(第8条の21関係)

様式第2号の15(第8条の21関係)

産業廃棄物管理票

交付年月日	年 月 日	交付番号		交付担当者	氏名	
事業者	氏名又は名称		事業場	名称		
	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号		
産業廃棄物	種類			数量	荷姿	
				備考・通信欄		
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)					
最終処分の場所	所在地					
運搬受託者	氏名又は名称		運搬先の事業場	名称		
	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号		
処分受託者	氏名又は名称		積替え又は保管	所在地 〒 電話番号		
	住所 〒 電話番号					
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称)		受領欄	運搬終了年月日	年 月 日	有価物拾集量
	(運搬担当者の氏名)					
処分の受託	(受託者の氏名又は名称)		受領欄	処分終了年月日	年 月 日	最終処分終了 年 月 日
	(処分担当者の氏名)					年 月 日
最終処分を行った場所	所在地					

(記載上の注意)

1. 日本産業規格Z 8 3 0 5に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
2. 余白には斜線を引くこと。
3. 「数量」及び「有価物拾集量」の欄は、重量又は体積を単位とともに記載すること。
4. 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。
5. 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「数量」の欄にその数量を記載すること。

「受領印 ⑩」
が、
「受領欄」に。

③ 産業廃棄物処理委託契約書における「印紙消印」の方法は？

- ・ 印紙の消印の方法(国税庁HP)

印紙を消す方法は、文書の作成者又は代理人、使用人その他の従業者の印章又は署名によることになっています(令第5条)。

このように、消印する人は文書の作成者に限られておらず、また、消印は印章でなくても署名でもよいとされているところから、文書の消印は、その文書に押した印でなくても、作成者、代理人、使用人、従業者の印章又は署名であれば、どのようなものでも差し支えありません。

④ 産業廃棄物処理委託契約書における 当事者同士の「甲乙印」は？

- ・ 押印についてのQ&A(内閣府、法務省、経産省HP)
私法(民法や商法など)上、契約は当事者の意思の合致により、成立するものであり、書面の作成及びその書面への押印は、特段の定めがある場合を除き、必要な要件とはされていない。
- ・ 民訴法第228条第4項には、「私文書は、本人[中略]の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」という規定がある。
- ・ 文書の真正が裁判上争いとなった場合でも、本人による押印があれば、証明の負担が軽減されることになる。

最後に、

(一社)青森県産業資源循環協会
及び 会員皆様方の、
益々の御発展をお祈り申し上げます。

今後とも、
本県の廃棄物行政に御協力賜りますよう、
宜しくお願い申し上げます。